陸上施設
◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇六五	大和王城寺原大演習場	宮城県加美郡色麻町	国有	建物：約四、七〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間：平成二十五年十月十一日から同年十一月四日までの間（仮設建物等を設置する場合にあっては、その設置期間）
四一六四	今津饗庭野中演習場	高島市	国有	建物：約四、六〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間：平成二十五年十月五日から同月十八日までの間（仮設建物等を設置する場合にあっては、その設置期間）

陸上自衛隊大和王城寺原大演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

陸上自衛隊今津饗庭野中演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○中国地方整備局告示第百四十一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十五年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十五年十月一日

中国地方整備局長　栗田　悟

認定更新番号表

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
浄化槽名		
(株)アールエコ 代表取締役　八田　富夫 アールエコ合併処理浄化槽 BMM－D1型	7－08K－H－001	7－13K－H－001
〃　〃　－D2型	〃　－1	〃　－1

○北海道開発局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月一日

北海道開発局長　澤田　和宏

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
根室市初田牛三六九番二から同市川口九五番三まで	前	二一・九メートル～四二・六メートル	四・〇六三キロメートル	
	後	三三・二メートル～六一・九メートル	四・〇六三キロメートル	
根室市川口九五番三から同市酪陽六番五まで	前	A　八・一〇～四五・七五メートル	一・一一一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　八・一〇～四五・七五メートル 一四・〇〇～四八・七五メートル	一・一一一キロメートル 一・〇九一キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道苫前郡苫前町字香川一〇〇六番一地内	前	三一・九メートル～四四・六メートル	〇・〇三一キロメートル
	後	三一・九メートル～四七・七メートル	〇・〇三一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

国会事項

衆議院

報告書受領

九月二十七日内閣から次の報告書を受領した。

障害者基本法第十一条第七項の規定に基づく障害者基本計画の報告

参議院

報告書受領

九月二十七日内閣から、障害者基本法第十一条第七項の規定に基づく障害者基本計画の報告を受領した。

辞令

（記録部長）参議院参事　星　明

管理部長を命ずる

記録部長兼務を命ずる

（管理部長）同　阿部　芳郎

裁判官弾劾裁判所事務局へ出向を命ずる（以上十月一日）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三は八月二十四日バーレーン国、クウェート国、ジブチ国及びカタール国へ出張のため出発した。

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　石原　伸晃

経済産業大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　石原　伸晃

内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を免ずる

同　田村　憲久

内閣府特命担当大臣甘利明帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を免ずる

（以上八月二十四日）

○法務大臣臨時代理解職

国務大臣　古屋　圭司

法務大臣谷垣禎一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

（神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事）判事　小西　義博

簡易裁判所判事に兼ねて任命する